

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>【内野地区】 防犯パトロールについて</p> <p>現在、シティハイツ三橋は、全国的な問題でもあると思うが、急速に高齢化が進み、子どもがどんどん少なくなっており、子ども会の所属者は約10名となっている。 当自治会では、6月下旬～9月上旬までの約3か月間、週末2日間、21時から40～50分間防犯パトロールをしている。 入居当時は40歳前後の働いている人が多く、子どもも多かったが、少子高齢化により、現在夜間に集まる子供はほとんどおらず、住民からは「防犯パトロールが本当に必要なのか？」という声が上がってきている。 他区ではやっていない所もあり、防犯パトロールについて今後どうするのか。防犯パトロールの意味合い、必要性について、ご意見をお聞かせいただきたい。</p>	<p>防犯パトロールについては、市や警察などの関係機関、そして地域の皆様方のご協力により、地域の安全のために取り組んでいます。防犯活動の一環として、地域の皆様が安心して暮らせるまちづくりのために、各自主防犯活動団体の方々に、防犯パトロールの計画・実施をしていただいているところです。 パトロールを行うことは犯罪の抑止に繋がり、地域の安全確保に有効であると認識しております。様々なご事情はあるかと思いますが、可能な範囲でご協力いただけるようお願いします。 【西区 総務課】</p> <p>防犯については、警察・行政・地域が一体となって地域の安全を守っていくものであり、地域として、自主防犯組織として、どんなことができるかを考えた時に、地域の方々に防犯の啓発活動を行っていただくことがひとつ。そして、地域の人たちが地域を見守ることによって、地域の安全を確保するという防犯パトロールがあります。 細部まで目が届かない所があるのであれば、市でも補助金を出している「防犯カメラ」の設置もあります。地域によって、犯罪多発地帯があるならば、警察によって集中的にパトロールしてもらうなども考えられますし、西区に相談していただければ、区役所から警察に話をし、パトロールしてもらったりすることもできると思います。 西区でも青色防犯パトロールを午前と午後、毎日やっているのでも、地域の方で、地域の安全を確保するというのが、犯罪者を地域に近寄らせないということにもつながります。高齢化率が高くなってしまっ、職員だけではパトロールが難しいとのことですが、PTAや青少年育成会など、他の団体と協力するなど、自治会だけに負担がいかないような方法を、今後考えていくのも大切かと思えます。 【西区長】</p>
<p>2① 【内野地区】 マナー(モラル)の向上について①(ゴミの不法投棄)</p> <p>「ゴミ置き場」に、通勤・通学・散歩等で、通りかかった時に置かれてしまうのではと思うが、部外者がゴミを投棄することが度々ある。 本来の収集日ではない日に、置いて行ってしまふので、残されたゴミを住民が処理することになる。 たまたま発見した際に注意したとしても、そのまま立ち去ってしまう。住民がそれ以上対応してもトラブルが起きる可能性もあるので、なかなか難しい。何らかの対応策を取れないものか。</p>	<p>まず、廃棄物対策課に確認した内容をお伝えします。 「ごみ収集所に当収集所の利用者以外の方によるごみの排出でお困りのことと推察します。ご指摘のとおり、ごみ出しルールの遵守は、各排出者のマナー次第であると言えます。 速やかに対応できる方法としては、収集所に啓発看板を掲出し、各排出者に周知する方法があります。 なお、啓発看板の文言は、状況に応じて廃棄物対策課の職員が手作りで作成し、配布しますので、希望される場合はその旨ご連絡ください。 その他、ごみの出し方等広く啓発するために、市ホームページ等の媒体を利用し、発信していきます。」とのことです。 【廃棄物対策課】 区といたしましても、市報西区版などで、ごみ出しのルールとマナーなどについて継続的に周知啓発を行っていきます。また、先ほどの看板についてですが、既成のものは、くらし応援室にもあるのでご利用いただければと思います。 【西区 くらし応援室】</p>
<p>2② 【内野地区】 マナー(モラル)の向上について②(犬の糞尿)</p> <p>最近、建物周辺を犬の散歩で通行する方が以前より増えた。その際、敷地境のフェンスや植栽、敷地内の芝生等に「おしっこ」をさせていることがかなり見受けられ、「私有地です」と看板がある場所でも糞尿をさせている。排尿に関しては、水をかければよいと思っている方が多いが、結局は染み込んでしまう。毎月清掃活動をおこなっているが、ゴミのだけでなく、糞尿の始末もあり、何のための清掃活動かと思うときもある。 飼い主によっては「自宅敷地内ではなく他でしなさい」としつける人もいるようだが、糞尿をさせることが、地域を汚すことという認識がない方が多いのでは。トレーニングをして、家の中でさせるのが、飼い主の責任である。 ある自治体では、散歩時に犬のおむつの着用を義務付けていたり、また、他の自治体(墨田区)のHPでは、犬の飼い主の方へ啓蒙のコンテンツを掲載している。なんとか、犬の散歩についてのモラルアップへの対応を取れないものか。 さいたま市は「住みやすいまち」ランキングで上位に位置しているが、真に「住みやすいまち」にするために、身近な問題を解決することが必要だと思っている。</p> <p>Q. 今のお話だと、糞に関しては啓発しているようだが、尿に関してはどうか？三橋総合公園の一角にドッグランみたいになっている場所がある。近くを通ると、糞もあるが、尿もしているようであり、立入禁止と書かれている場所でも、家の塀や植栽でも気にせずに入っている。</p>	<p>まず、動物愛護ふれあいセンターに確認した内容をお伝えします。 「さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第8条に、犬の飼い主の遵守事項として「屋外に連れ出すときの糞の処理について用具を携行、使用し糞の適切な処理すること」が定められています。 飼い主がマナーを守って犬の散歩をしていただくために、昨年度に続き令和4年5月号の市報で犬の散歩時のマナー遵守のお知らせを行ったところです。 また、定期的に開催している、しつけ教室等においてもモラルを守っていただくよう、啓発活動を行っていただくことも、今後も市報やしつけ教室等を通じて飼い主のマナー遵守を呼び掛けていきます」とのことです。 【動物愛護ふれあいセンター】 区といたしましても、モラルの向上にはまず、周知・啓発の徹底が必要と考えており、今後狂犬病予防接種会場など様々な機会を活用し、モラルアップにつながる取り組みを行っていきたくと考えております。 また、くらし応援室にも、啓発看板がありますので、ご利用いただければと思います。 【西区 くらし応援室】</p> <p>「マナー・モラルの向上について」というテーマで、非常に取組が難しいご質問だと受け止めています。結局は、周知・啓発活動に重点を置かざるを得ませんが、収集所にしても、皆様キレイにされて、看板などはすでに貼って周知していただいています。「私有地にき立入禁止」の看板を掲げるなど、できる限りのことはやっていたいいるのも、確認させていただいています。 東京都の啓発を見てみると「おむつの着用」の啓発がありますが、さいたま市では行っていません。区としても、今日を機会に皆様の思い・悩みについて、課題であることとらえることも意義があることではと思っています。 今後、それぞれの所管がありますが、さらに1歩2歩進むように、区としてもできることは努力をしていきたいと思えます。結果的には、啓発等しかできないかもしれませんが、皆様の思いを受け止めて動いていきたいと思えます。 【西区 くらし応援室】</p>

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>【内野地区】 通学路の横断歩道の対策について</p> <p>くらし応援室の方々には感謝している。いつも早い対応がありがたい。</p> <p>宮前町853-1付近の横断歩道について、道幅があり、カーブもあり、特に子ども達からは見通しが悪く危険なので、保護者が署名を集め、昨年12月に271人の署名を添えて、1丁目自治会、2丁目自治会の会長さんのサインもいただいて信号機の設置の要望書を提出した。西警察署長さん、さいたま市長さんにもお会いした。</p> <p>しかし、5月に1日調査した結果、1日300台車は通過したが、その横断歩道を渡る歩行者が少ないため、調査の結果信号機の設置はできない旨、回答があった。ひとりでも大切な命なので、もう一度考えていただきたい。</p> <p>今後、5カ年計画があるが、その為の工事車両が通ることも想像しており、前もって信号機設置を考えていただきたい。くらし応援室の早い対応のおかげで、道路に「学童注意」のペイントもし、道路の両端に横断幕を設置したが止まらない車もいる。</p> <p>5カ年計画の進行状況も知りたいし、手押し信号の設置をお願いしたい。</p> <p>交通量が少ないから、信号機の設置ができないというのは、逆に「交通量が少ないからスピードを出す」ということでもあり、交通量が多い方がまだ安全とも思える。その辺も踏まえて、検討してほしい。</p>	<p>くらし応援室としては、昨年12月にご要望をいただいた以降、学童に対する注意を促すため、この横断歩道を挟む南北2箇所に路面表示を実施しました。</p> <p>また、令和4年5月には、宮前町1丁目自治会長からの相談を受け、道路標識とカーブミラーの支柱に、通学中の子どもが使うための「横断中」の黄色の旗も設置しています。</p> <p>これまでいただいた要望内容や様々な取組みなど、子どもたちの安全に対する地域の皆様への思いは区としても大変理解しています。</p> <p>今後においても路面表示等の修繕など、自動車運転者に対する注意喚起の強化をはじめ、大宮西警察署との情報共有などに継続的に取り組んでいきたいと考えています。</p> <p>5カ年計画に関連して、交通量が増えているのではないかと危惧されているということですが、ここだけに影響がでるとは限りませんが、信号機の設置の希望とはリンクしていると思うし、よく理解できる場所ですが、市の担当局や西警察署にも新たな動きがある中で、地元の方が心配する声は区として一生懸命伝えていきたいと思えます。</p> <p>【西区 くらし応援室】</p>
<p>【内野地区】 宮前小学校への通学路に関する件について</p> <p>バイパスで東西を区切られている地域で、子ども達のことが一番心配。アルタビスタ付近に集合し、歩道橋からバイパスに隣接する階段式の歩道を利用している。その歩道の両側は、雑草等がはびこり毎年大きくなるばかりで、落書きも多く、暗くて見通しも悪く、雑木林の中を通るよう防犯上とても危険。夏の季節にこそこちらがお願いしなくても、市の方からお話をさせていただいて、定期的に、除草・雑木の伐採をお願いしたい。</p> <p>普段利用する住民もいるが、子ども達が通学路に利用しているの、子ども達を危険から守るためにも宜しくお願ひしたい。</p> <p>今回はだいが根から雑木が伐採されていたので、明るくなったが、今度はそこに空き缶や瓶が相当落ちています。今までも他の団体さんに缶拾いなどをやっていただいたこともありますが、捨てやすい場所のようなので、国交省さんには定期的な伐採などをお願いしたい。子どもたちは、その捨てられた缶や落書きを見ながら通っており、教育的にも決していいことではないと思うので、保護者さんたちと一緒に綺麗にしていきたい。</p> <p>落書きもまだ消えていないし、通学路なので、できるだけ早くお願いしたい。</p>	<p>くらし応援室としても、現地確認をしました。橋脚の落書き、歩道上への雑草や雑木の枝張り等により、防犯上や歩行者の通行に支障をきたしていたので、情報提供と定期的な維持管理について、所管の大宮国道事務所へお願いしたところ、除草及び雑木の枝おろしについては、既に作業予定済みで、除草については8月23日、雑木枝おろしについては8月31日からを予定しているとのことでした。</p> <p>後日、現地確認をしたところ、除草・雑木の枝おろしは実施されておりました。</p> <p>なお、落書きについては、今後調整していく旨回答を得ており、くらし応援室でも確認していきますので、ご理解の程よろしくお願ひします。</p> <p>【西区 くらし応援室】</p>
<p>【内野地区】 舗装路面の補修のお願い</p> <p>県道大谷本郷線の青葉園交差点から、南へ50m地点の路面に穴が開き、拡大しており、通行に支障が発生しているため早急の補修をお願いしたい。また、PGA TOUR SUPER STORE の西側の入口付近の路面に穴が開き、通行に支障が発生しているため早急の補修をお願いしたい。</p> <p>と、2カ所の補修をお願いする予定だったが、早急にご対応いただき、補修が済んでいる。とても感謝しており、今後とも宜しくお願ひしたい。</p>	
<p>【内野地区】 交差点に歩行者用の交通信号付加について</p> <p>三橋総合公園の南側の交差点について、歩行者用信号が無く、車両用信号機は目線より高い位置にあるため、歩行者からは見づらく危険や不便を感じる。横断歩道を渡る公園利用者も多いため、横断歩道の対向に歩行者用信号機を設置して欲しい。</p> <p>過去5年間の交通事故の発生状況を調べてきたが、物損事故:5件、人身事故:3件であった。直近では6月2日に発生した。交差点を利用する方から「信号の変わり時が非常に危ない」「横断歩道を渡っているのに車が止まってくれない」「右折してくる車が非常に怖い」とヒヤリハット体験が寄せられている。</p> <p>関係機関と連携して、再構築を図ってほしい。具体的には歩行者用信号機を設置してほしい。</p>	<p>大宮西警察署によると、2年前にも埼玉県警察本部に対し要望したが、歩行者用信号柱を立てるスペースが無く、設置は不可能とのことでした。</p> <p>再度、皆様から要望を受け、今年度改めて、この交差点に歩行者用信号機を設置する要望を県警本部に提出したとのことですが、状況は変わっておらず難しい状況のようです。</p> <p>しかし、この交差点は非常に交通量が多く、その中において、歩行者の安全をどのように確保するかという課題があることは、区としても認識しています。</p> <p>今後、歩行者及び自動車の運転者に対し、どのような注意喚起ができるかなど、西警察署とも情報共有しながら検討したいと考えています。</p> <p>【西区 くらし応援室】</p>
<p>【内野地区】 掲示板の補修要望について</p> <p>地域の13カ所の掲示板が傷んでおり、ラミネートされてればまだよいが、ただ普通の紙を貼っただけだと、雨風に打たれ紙はヨレヨレだし、掲示板自体も波打ってしまっていて、綺麗に貼れない。落ちてしまっているものもある。防水下地補修と暴雨対策などの補修を行っていただきたい。(掲示板が風雨に打たれて見苦しい。)</p> <p>下郷No.6がカバーがついていたりして、一番良いので、参考にしてほしい。</p> <p>一気に全部やるのは予算的に無理だろうから、少しずつ変えていく計画などを願ひしたい。</p> <p>宮前2丁目自治会としても、掲示板を綺麗にしていると防犯にもつながると聞いたことがある。もう少し市でも力を入れていただいて、予算がないのなら、前面だけでも画びょうが差しやすいような物に変えてほしい。現状は、画びょうが刺さりにくく、風が強い場所だと飛んでしまっていることもある。少しずつでもいいので、検討をお願いしたい。</p>	<p>三橋6丁目自治会区域内にある、13箇所の掲示板につきまして、コミュニティ課で現況を確認したところ、ご指摘のとおり、板替や塗装などの修繕が必要となる掲示板が多々見られました。</p> <p>掲示板の交換、修繕等につきましては、自治会からの申請書の提出が必要となるので、後日改めて、コミュニティ課まで、ご相談くださいますようお願いいたします。</p> <p>下郷No.6は早急に確認します。なお、自治会掲示板の防雨対策について、市内の掲示板の設置・交換・修繕等を取りまとめている本庁のコミュニティ推進課へ相談したところ、ガラス戸の設置等、同様の要望をいくつか受け付けているとのことでしたが、現状としては、予算に限りがあり、お応えすることが難しいとのお話しでした。インターネットで調べてみると、現状の掲示板の3倍の価格でした。ガラスだけつけるタイプも2倍弱かかりそうなので、現状すぐにとするのは難しいと思います。他に工夫したり、何か方法がないのか、知恵を絞って検討していきたいと思えます。</p> <p>【西区 コミュニティ課】</p> <p>コミュニティ推進課とも相談し、検討していきたいと思えます。</p> <p>【西区 コミュニティ課】</p>

No.	回答・見解・処理方針の内容
<p>8</p> <p>【内野地区】 避難所開設要員の近接自治会からの招集の検討について</p> <p>避難所運営マニュアルによると、市内全域の避難所が開設されると当然、運営委員が招集されるが、現在大宮西中学校避難所開設要員は、自治会長以下役員で構成している。しかし、広域災害の避難所開設の場合は、会長以下役員が避難所開設にとられてしまうため、当自治会が防災対策本部を立ち上げても、担当副会長のほか市消防OBの防災部長など数名の役員しかいなくなってしまう。また市消防OBの防災部長は消防職協力員となっているため、西消防署に参集することになっており、自治会防災本部は機能しない。</p> <p>さいたま市避難所運営委員会事務要領並びに設置要綱を見ると「避難所を利用する地域住民から」ということになっている。避難所がある自治会ではなく、近接の自治会さんからの運営委員を出さないとならないのではないと思う。当自治会から出す避難所開設要員を最小限として、不足人員を他地区から出すようなことはできないのだろうか。</p> <p>うまく役割をもっと分けられないかということ。</p>	<p>災害発生時には、まず「自助」であり、自身の身の安全を最優先として行動いただいた後、「共助」である「自治会防災本部の活動」を行っていただきたいと考えております。</p> <p>「避難所運営マニュアル」では、避難所の開設責任者は、原則として避難所担当職員班長であり、班長が参集できない場合には、副班長又は施設管理者が代行することになっています。</p> <p>しかし、避難所担当職員も被災する可能性があり、また、皆様も被災する可能性があることと認識していますが、災害時の対応はマンパワーが必要となることから、地域の皆様の協力が不可欠であります。</p> <p>災害時には、一般的に、被災後の3日を過ぎると生存率が著しく低下すると言われており、まずは安否確認や救助等の活動が大事になります。その為、各自治会におきましても避難所に参集できる人員が確保できないことは様所の方にも情報が入ってきていますし、十分認識しているつもりです。避難所に避難してくる地域の方々もいることから避難所の運営につきましても、ご協力をいただきますよう改めてお願いいたします。</p> <p>本来、避難所はどこに行ってもいいというのが常識の範疇ですが、避難所に集まった中で孤立化してしまうので、基本は在宅避難を市は推奨しています。ただし、避難所に行かざるを得ない状況も多々ありますので、身近な方が一緒に集まれる場所ということで、運用上、自治会と避難所を指定していますが、おそらく三橋6丁目さんだけではなく、他の自治会さんともいっしょだと思いますし、市の職員も当然参集要員としておりますので、集まった方々で協力して避難所運営をしていただければと思います。</p> <p>【西区 総務課】</p> <p>避難所運営委員会の構成委員の中で決めていただくことになります。避難所に誰が来るかは分かりません。災害には答えがなく、災害が起きて初めて答えになるものと思っています。その際に、今の役員さんが、数年後に世代交代等がある中で、1つの避難所運営委員会の中での班の分配につきましては、市の方では決められません。避難所運営委員会の皆様で決めていただくことになるので、他の自治会においても役員以外方にご協力を呼び掛けていただいで、参加していただくような体制を整えていただければ行政としても大変助かります。</p> <p>臨機応変というのが災害にはぴったりな言葉だと感じています。</p> <p>【西区 総務課】</p>
<p>9</p> <p>【内野地区】 道路標識について①(文化センター通り自転車通行帯表示工事)</p> <p>令和4年1~3月にかけて工事された、文化センター通りの自転車通行帯表示工事について、文化センター通りの西側のコンビニ前のセンターラインが引き直されていないのはなぜか。</p> <p>また、三橋6丁目交差点から西部文化センター西側の遊水地前の交差点までの区間には矢羽根と自転車の表示がないのはなぜか。</p> <p>並びに、文化センター通りの歩道は既に自転車歩道通行許可の標識がありながら、あえて車道に自転車通行の表示をしたのか。かえって車道を通行する自転車が増えて危険な感じがする。</p>	<p>① センターラインについて 自転車通行環境の整備にあたり既設のセンターラインの位置がずれていたところについては引き直し、文化センター通りの西側のコンビニ前のセンターラインについては、既設のセンターラインの位置がずれていなかったため、引き直しをしなかったとのことでした。 【北部道路安全対策課】</p> <p>② 矢羽根と自転車の表示がない区間について 自転車通行環境を整備できる条件(幅員や交通量等)を満たしている路線であっても、事故が多発している、交差点付近の渋滞を防ぐために車のための優先するなど、積極的に自転車に車道を通らせることが望ましくないと判断された部分については、矢羽根やピクトグラムを設置しない場合がございます。 警察と協議した結果、安全面を考慮し、部分的に整備をとりやめた経緯がございます。 【北部道路安全対策課】</p> <p>③ 車道に自転車通行環境を整備したことについて 本市では、「自転車は原則車道」という考えに基づき、自転車利用者が快適に通行できる空間の整備を推進しており、その一環として、車道内に自転車通行環境を整備しております。一方で、依然として歩道内を自転車が通行している状況も見受けられますが、そうした状況を改善すべく、自転車歩行者道の標識に併設されている「自転車歩道通行可」といった表記を警察側で撤廃する動きもございます。 多くの自転車が車道を通ることが危ないと感じられる場合もあるかとは思いますが、現状としては、「自転車は原則車道」の考えに基づき、引き続き車道内の通行環境の整備を進めていく予定です。 【北部道路安全対策課】</p> <p>①のコンビニ前のセンターラインについては、区で現地を確認したところ、ご指摘のセンターラインがだいぶ薄かったので、引き直しをしたいと思います。 【西区 くらし応援室】</p>
<p>10</p> <p>【内野地区】 道路標識について②(三橋6丁目交差点の規制標識)</p> <p>県道165号と文化センター通り交差点にある標識のうち、県道の北方向から南方向に向かう自動車に対して指定方向外進行禁止の標識が設置されていますが、なぜ左折のみの指定なのか。</p> <p>また、右折をした場合、交通違反になるのか。</p>	<p>まず初めに、右折をした場合、交通違反になるのでしょうか、というご質問にお答えします。 大宮西警察署に確認しましたところ、三橋6丁目交差点に北側から侵入した場合、平日の7:30~8:00に右折すれば、交通違反となるとのことでした。 そして、左折のみの指定、右折を禁止した理由についてお答えします。 大宮西警察署に確認しましたところ、左折は大宮バイパスの広い幹線道路に抜けるので安全に問題ありませんが、渋滞しやすい大宮バイパスを避け、多くの車が渋滞の抜け道として右折することが想定されます。その場合、右折先の突き当たりにあるローソンのT字路の道が狭く、7時30分から8時まで、そこに車が多く流れ渋滞が発生し、自動車同士の相互交通に支障がでるだけでなく、歩行者・自転車の通行の安全が保たれず危険な状況となってまいります。そこで安全確保のため右折禁止として渋滞発生を抑えようと7時30分から8時の歩行者専用道路とセットで取り決めたこととなります。 なお、このような取り決めをするにあたり、警察署では地元住民や関係機関との協議を行っているとのことでした。 【西区 くらし応援室】</p>
<p>11</p> <p>【内野地区】 公園整備について①(三橋西第1公園の管理)</p> <p>公園内に雑草が繁茂しておりとても児童等が遊べる環境ではない。また、遊具も開設当初から更新されておらず、現状はただの空き地の状態。設置されていた遊具は危険なため取り壊される。あるのは鉄棒、滑り台(滑走面がザラザラで使えない)、砂場(砂が少ない)程度(ベンチも古い)。貴重な空間なので適正な維持管理をお願いしたい。(蚊が発生し不衛生でもある)</p>	<p>北部公園整備課管轄の無料公園におきましては、毎年4回程度の草刈りが予定されており、ご質問の三橋6丁目にある西第一公園では、直近で8月20日(土)に草刈りを実施し、次回は10月中旬頃に予定しております。 また、予算の関係から、草刈りの回数を増やすことは難しいのですが、シーズン毎に異なる草の繁茂状況に応じ、草刈り実施時期の変更は検討できますので、ご相談をいただければと存じます。 なお、8月中旬に現地を調査した結果、砂場の砂は基準(砂場の縁から23cm以内)よりも減っていなかったため、砂の補充は行いませんでしたが、雑草が繁茂しておりましたので、砂場の耕耘を8月25日(木)に実施いたしました。 また、蚊の発生につながる水飲み場の排水溝につきましては、8月19日(金)に清掃を実施いたしました。 今後も都市公園の適正な維持管理に努めてまいりますので、ご理解・ご協力いただきますようお願いいたします。 【北部公園整備課】</p>
<p>12</p> <p>【内野地区】 公園整備について②(三橋西第2公園トイレ改修工事の要望)</p> <p>シティハイツ建設後、既に30年以上が経過しているが、団地と並行し増設された西第2公園がある。この30年余、遊具については安全性考慮によると思われる新しいものに更新等はされたものの、トイレはそのままでの状態。トイレ内のレンガ壁にはペンキで落書きがされていて、大小便の仕切り板、鉄製のドアは錆び付き、腐食状態。その他、カビや蜘蛛の巣が多数散見される。トイレ利用者は公園で遊ぶ幼児や東武バスやタクシーの運転手、そして近隣住民である。健康面、安全衛生面を考慮頂き、早急な改修工事をお願いしたい。</p>	<p>現在、本市ではトイレが設置されている都市公園のうち、洋式便器が一つも設置されていない公園トイレを対象に、公園トイレのリフレッシュ計画を策定して進めております。 ご質問の三橋6丁目にある西第二公園につきましては、リフレッシュ計画において、令和6年度に改修する予定となっております。改修の内容といたしましては、男女別にそれぞれ1基ずつある和式便器の洋式化とともに、内外壁・仕切り板・鋼製ドアの塗り替え等その他、手すりの設置や照明設備のLED化を検討してまいります。 なお、現在のトイレにつきましては、日曜日以外の委託業者による日常点検・清掃に加えて、落書きについては指定管理者により9月中旬に清掃を行いますので、よろしくお願いたします。 【北部公園整備課】</p>

No.		回答・見解・処理方針の内容
13	<p>【内野地区】 建築工事車両の騒音について</p> <p>西部文化センター通り(西警察からローソンまでの通り)シティハイツ三橋5号棟、6号棟前に早朝(7時頃から)建築工事車両(ミキサー車など)がエンジンをかけながら停車して騒音がうるさく迷惑している。対策をお願いしたい。</p>	<p>建築工事車両のアイドリングに伴う騒音に係る対応状況についてですが、複数回、現地調査を実施しましたが、西部文化センター通りに発生源と思われる車両は確認できませんでした。そのため、建築工事車両の目的地と思われる工事現場を訪問し、聞き取りを行ったところ、本年2月から7月までの間、ミキサー車が一時的に西部文化センター通りに停車していた可能性があり、住民の方からも直接申立があったことから、関係者に当該路上に停車しないよう指示したとのことでした。建築工事は本年12月までの予定であったため、引き続き、アイドリングに伴う騒音に配慮し、工事関係者に対して周知するよう要請しました。今後、またアイドリングに伴う騒音被害があった際には、環境対策課(TEL 829-1330)までご相談くださいますようお願いいたします。また、駐車車両の取り締まりや緊急性がある場合には、最寄りの警察署までご相談くださいますようお願いいたします。【環境対策課】</p>
14	<p>【内野地区】 見づらい信号機について</p> <p>宮前町504(宮前小学校通学路)の押しボタン信号機が見づらい。LED信号機で平面のため真下からは光って見づらくなっている。歩行者用信号が青に変わって渡るが、車道の信号は見やすくないか。(信号機に日差し避けは設置可能か)</p>	<p>大宮西警察署に現地確認をいただいたところ、横断歩行者の安全面からも、歩行者は対面の歩行者用信号の青色灯火に従って横断歩道の横断をお願いしたい。また、車両用灯器は車両から見やすいように設置されているため、改良措置の必要はない、とのことでした。区としても今後、歩行者にどのような注意喚起ができるかなど、西警とも情報共有しながら検討していきたいと考えています。【西区 くらし応援室】</p>
15	<p>【内野地区】 掲示板劣化について</p> <p>No891の掲示板について、前面及び裏側の板の部分が相当傷んでいます。交換を望みます。</p>	<p>No.891の掲示板につきまして、現況を確認いたしましたところ、ご指摘のとおり、交換が必要と考えております。掲示板の交換、修繕等につきましては、自治会からの申請書の提出が必要となりますので、後日改めて、コミュニティ課までご相談くださるようお願いいたします。【西区 コミュニティ課】</p>
16	<p>【内野地区】 宮前インター内の雑草、雑木伐採について</p> <p>宮前インター上尾方面側道より、東京、日進方面へのループ道路上の雑草・雑木が、ガードレール・白線・歩道を覆いつくしている。その為か所々に、ごみも捨てられている。地域住民の生活通路でもあり、ループの視界も悪くとても危険である。定期的に、除草、雑木の伐採をお願いしたい。</p>	<p>当該地につきましては、大宮国道事務所が所管となります。くらし応援室としましては、現地を確認したところ、道路上への雑草・雑木の枝張り等見受けられましたので、所管であります大宮国道事務所へ情報提供するとともに定期的に維持管理をお願いしたところ、除草については8月23日に、雑木の枝おろしについては8月31日から予定しているとのことでした。再度現地確認したところ、除草・雑木の枝おろしは実施されておりましたので、よろしくをお願いいたします。【西区 くらし応援室】</p>
17	<p>【内野地区】 三橋総合公園の外周道路の舗装面にラバーシートの設置・要望</p> <p>多くの高齢者が散歩やジョギングに利用している。東側と北側が砂利とコンクリートを混ぜた道、西側が舗装となっている。出来れば、西側の舗装面の散歩する部分だけでもラバーシート張りにして欲しい。高齢者に優しい道路環境整備を要望する。</p>	<p>三橋総合公園の西側外周道路のラバー舗装につきましては、ご要望にお応えすることは困難でございます。その理由といたしましては、前回の回答と同様、限られた予算の中で多額の費用を要するラバー舗装に係る予算を確保することが難しいことに加え、西側の園路は、緊急車両や管理用車両が通行することも想定して現状の舗装としているためです。これまでと同様、凹凸等が生じた場合は、修繕を行い、適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解いただけますようお願いいたします。【都市計画課】</p>
18	<p>【内野地区】 青葉公園入口周辺の整備について</p> <p>歩道と公園に段差があるため、利用者の安全確保のためにも段差を解消して欲しい。</p>	<p>青葉公園につきましては、8月中旬に現地確認をし、ご質問のとおり安全面から問題がある段差を確認いたしました。今後、山砂による段差の擦り付けを9月下旬頃に予定しております。【北部公園整備課】</p>
19	<p>【内野地区】 公園の設置の要望について</p> <p>「三橋プール」を整備し、プールと児童公園の複合施設を設けていただきたい。(三橋6丁目北部の住宅開発が進み、公園の用地確保を進めて欲しい。)</p>	<p>三橋プールにつきましては、夏季はレジャープールとして市民の皆様に親しまれておりますが、維持管理費は年々増加傾向にあり、利用者も減少傾向にあります。市内には三橋プールを含め5つのレジャープールがありますが、いずれも同様の課題を抱えていることから、今年度、5つのレジャープールのあり方検討を行っているところでございます。また、ご要望のとおり三橋6丁目は公園が不足しているエリアでもありますが、現状といたしましては公有地など公園として整備する適切な用地を確保しにくい状況にあります。ご要望いただいた内容につきましては、レジャープールのあり方や今後の公園整備を検討する上で参考にさせていただきますので、ご理解いただけますようお願いいたします。【都市公園課】</p>
20	<p>【内野地区】 住居表示の要望について</p> <p>三橋6丁目区域の開発が進み、地番が大変複雑になっている。わかりやすい住居表示をすることができないか。</p>	<p>ご要望いただきましたわかりやすい住居表示にできないか、とのご要望につきましては、住民記録システムの改修等に多額の経費が見込まれるだけでなく、免許証やマイナンバーカードの書き換え、事業者には名刺・看板の変更等、様々な手続きが必要となり、市民生活に非常に大きな影響を及ぼすことから、慎重な検討と地域住民の方々の合意が必要と考えております。現在の複雑化した住所を解決するため、住居表示を含む、住所の変更に関する基準策定を進めております。基準が策定されましたら、条件に該当する場合については、地域住民の方々のご要望をもとに検討してまいりますので、ご理解いただけますようお願い申し上げます。【区政推進部】</p>
21	<p>【内野地区】 公民館の照明器具設置の要望について</p> <p>公民館の照明器具設置の要望について、入館者の受付を内野公民館1Fのロビーで行うことがあります。暗いのでスポットライト等の照明を設置していただきたい。</p>	<p>いつも内野公民館を御利用いただき、ありがとうございます。1階ロビーにつきましては、吹き抜けとなっており、多額の経費がかかるため、本格的な照明の設置工事は難しい状況です。このため、いただいた御意見をもとに、今後、記載台に電気スタンドを設置するなど、改善を図ってまいりたいと考えております。【内野公民館】</p>
22	<p>【内野地区】 ゴミ集積所の美化推進指導員の設置について</p> <p>いまだにゴミ出しの指定日を守らない、指定するゴミ集積所以外の場所にゴミを捨てていく等いろいろな問題が発生している。いくつかのゴミ集積所では、当番を決め集積所の清掃を行っている。奇特な方がいる集積所では、その方が分別していないゴミを分別し、その日に出せないゴミを取り除いたりしているが、そういった方がいないゴミ集積所のほとんどが、市清掃員に赤紙が貼られてゴミがそのまま放置されている。そこで、ゴミの分別の知識をもち、注意権限を持つ美化推進指導員を市として制度化し、ゴミの収集日に特にマナーが劣悪なゴミ集積所を巡回指導監視、直接注意することができないか。</p>	<p>本市では、ごみの減量化や適正な処理を推進するため、「クリーンさいたま推進員」(さいたま市廃棄物減量等推進員)制度を実施しています。本制度は、自治会の推薦を受け、本市の委嘱を受けた市民の方が、環境美化やごみ問題に関する地域のリーダー的役割を担っていただいています。具体的な活動は、次のとおりです。 1 ごみの適正処理及び減量に関する啓発活動 2 ごみ出しルール(収集曜日、分別等)の周知徹底 3 地域が実施する集団回収運動又はリサイクル活動の参加促進 4 市や地域が実施する環境美化運動等への参加促進 5 ごみの減量、リサイクル等に関する住民の意見や要望についての市への連絡及び調整 6 不法投棄、収集不適物等の市への通報又は連絡 推進員は、法令に基づく巡回義務や指導の権限はありませんが、ごみ処理や環境美化がより良いものとなるよう、地域の方々と一緒に活動していますので、推進員とともに地域の環境美化に取り組んでくださいますようお願いいたします。なお、速やかに対応できる方法としましては、収集所に啓発看板を掲出し、各排出者に周知する方法があります。啓発看板の文言は、状況に応じて本課の職員が手作りで作成し、配布しますので、入手を希望される場合はその旨ご連絡ください。また、区役所におきまして、不法投棄防止等のごみに関する看板を配布しておりますのでご利用いただければと思います。今後とも本市の廃棄物行政にご理解、ご協力いただけますようお願いいたします。【廃棄物対策課】</p>